

令和2年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

令和2年3月13日(金曜日)

議事日程 第3号

令和2年3月13日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|-------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 50号 | みなかみ町副町長の選任について |
| 日程第 2 | 議案第 51号 | みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 3 | 請願第 1号 | 請願書 |
| | 陳情第 3号 | 上毛高原駅前交番存続を求める陳情書 |
| 日程第 4 | 陳情第 1号 | 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を
政府に求める陳情 |
| | 陳情第 2号 | 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情 |
| 日程第 5 | 議案第 38号 | 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について |
| | 議案第 39号 | 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて |
| | 議案第 40号 | 令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に
ついて |
| | 議案第 41号 | 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第 42号 | 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につい
て |
| | 議案第 43号 | 令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 6 | 議案第 44号 | 令和2年度みなかみ町一般会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 45号 | 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について |
| | 議案第 46号 | 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について |
| | 議案第 47号 | 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算について |
| | 議案第 48号 | 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について |
| | 議案第 49号 | 令和2年度みなかみ町水道事業会計予算について |
| 日程第 8 | 閉会中の継続審査・調査申出について | |
| 日程第 9 | 字句等の整理委任について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1 番	牧 田 直 己 君	2 番	茂 木 法 志 君
3 番	鈴 木 美 香 君	4 番	阿 部 清 君
5 番	高 橋 視 朗 君	6 番	窪 田 金 嘉 君
7 番	本 多 公 保 君	8 番	高 橋 久 美 子 君
9 番	森 健 治 君	10 番	鈴 木 初 夫 君
11 番	石 坂 武 君	13 番	中 島 信 義 君
14 番	阿 部 賢 一 君	15 番	高 橋 市 郎 君
16 番	山 田 庄 一 君	17 番	久 保 秀 雄 君
18 番	小 野 章 一 君		

欠席議員 な し

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高 橋 康 之	書 記	泉 雪 江
書 記	田 村 勝		

説明のため出席した者

町 長	鬼 頭 春 二 君	副 町 長	笠 木 淳 司 君
教 育 長	田 村 義 和 君	会 計 課 長	中 島 修 一 君
総 務 課 長	山 岸 正 幸 君	総 合 戦 略 課 長	桑 原 孝 治 君
エコパーク推進課長	高 田 悟 君	税 務 課 長	岡 田 宏 一 君
町民福祉課長	松 井 田 順 一 君	子 育 て 健 康 課 長	上 村 真 弓 君
生活水道課長	金 子 喜 一 郎 君	農 政 課 長	原 澤 真 治 郎 君
観光商工課長	宮 崎 育 雄 君	地 域 整 備 課 長	古 川 文 雄 君
学校教育課長	杉 木 隆 司 君	生 涯 学 習 課 長	河 合 博 市 君
水上支所長	木 村 伸 介 君	新 治 支 所 長	原 澤 達 也 君

開 会

議 長（小野章一君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 町長より発言の申出がございましたので、よろしく申し上げます。
町長。

町 長（鬼頭春二君） おはようございます。

実は、水上支所長がちょっと所用がありましてちょっと遅れております。途中で議場に入ることとなりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長（小野章一君） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第1 議案第50号 みなかみ町副町長の選任について

議 長（小野章一君） 日程第1、議案第50号、みなかみ町副町長の選任についてを議題といたします。

ここで宮崎育雄観光商工課長の退席を求めます。

（観光商工課長 宮崎育雄君退席）

議 長（小野章一君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第50号、みなかみ町副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

笠木淳司氏におかれましては、みなかみ町副町長として平成30年4月1日から2年間にわたり高い能力を惜しみなく発揮していただきご活躍をいただきました。副町長としての献身的な取組に感謝を申し上げます。

このたび、笠木氏が3月31日をもって退任されることに伴い、笠木氏の後任として、みなかみ町副町長に宮崎育雄氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

宮崎育雄氏は昭和57年3月東洋大学工学部を卒業後、同年4月に新治村役場に入職されました。以来38年間にわたり新治村、合併後はみなかみ町職員として幅広く数々の行政経験を重ねられてきました。この間、総合政策課長、まちづくり交流課長、総合戦略課長を経て、現在、観光商工課長として町の観光商工業者への先頭に立ちご活躍をいただいております。

豊富な経験を持ち、財政にも精通し、識見に優れ、リーダーシップを兼ね備えた人物であります。みなかみ町副町長として適任であり、ご活躍いただけるものとご期待をいたしております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第50号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 昨日の運営委員会及び全員協議会にて、副町長の選任について詳細を承知しました。

そして、本日の議会最終日に追加議案として上程されたわけですが、人事案件という非常に重要な案件でありながら、余りにも拙速で丁寧さを欠いた対応になったのではないかと云々ざるを得ないと思います。その辺について見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 笠木副町長から退職願が出されまして、それが2月28日でありました。その後、調整を進めてまいりました。調整が整ったのが議会開会中ということでありましたので、追加で提案をさせていただいたということでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 今、町長から笠木副町長が2月28日に退職願ということを出されたと聞きました。昨日まで約2週間近く時間があつたわけですが、……

議長（小野章一君） マイクを立ていただけますか。

13番（中島信義君） すみません。

たつたわけですが、そこに町のナンバー2を選任するという大変重要な案件を、議会には相談が全くなかったような気がするんですけど、その辺についてはどう考えているかちょっとお聞かせ願います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） この案件については、町長の専決事項だと思っておりますので、相談はさせていただいておりません。

議長（小野章一君） 中島君。

13番（中島信義君） よく行政と議会は、車で言うならば両輪とよく言われます。やはり重要な案件が議会に相談されなかったということは、私にとっては本当に寂しい限りです。これは

この個々の細かい案件についてはともかくとして、重要な案件についてはぜひこれからの町政運営の中でぜひ心の中に受け止めていただけて進めてもらうように、これは質問というようりか、ぜひその形をこれからやっていっていただきたいなということをつけ加えて質問を終わります。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私は、議会の皆さんに相談をかけるということ自体がかえっておかしなことというふうに思っていますので、そういったことは今後もするつもりはございません。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今、副町長の選任について提案を頂きました。

町長も総務課長まで経験をして、そして町長になられたと。そして、これから選任される宮崎氏も行政マンと。一般的に言うと行政マン、これは前例踏襲とこういうことが一般的に言われています。各町村でも行政から上がっていく人がいると、これはいいんですけども、2人というのはなかなか珍しいのかなとそんな気もいたしております。

また、先ほど町長の提案の中で、宮崎氏についての数々の実績についてありました。また、この間の一般質問の中でも調整力、それから交渉力、企画力、素晴らしい能力を持っていると、こういうことも述べられております。私もそのことには一向違いはないわけですが、一般の人から見ると、両方が行政マンで、これからいろんな意味で決断をしなければならぬと、そういうときにどういう考え方でというか、政治決断とかそういうときに、どういう考え方で臨んでいけるのかなと、この辺の町長としての心積もりというか、決意というか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 行政マンがトップに立っているのが悪いとかそういう話みたいに聞こえますけれども、私は決してそんなことはないと思っています。トップに立てる人間は周りの皆さんの意見をよく聞くということが一番重要だと思っています。そういった皆さんの意見を聞ける体制をつくっていくのが首長なんだというふうに思っています。そういったことについては今後努めてやっていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第50号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、みなかみ町副町長の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、みなかみ町副町長の選任については原案のとおり同意されました。

ここで、宮崎育雄観光商工課長の退席を解きます。

(観光商工課長 宮崎育雄君入場、着席)

日程第2 議案第51号 みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第2、議案第51号、みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第51号についてご説明申し上げます。

この事業は基本的な生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなどの社会適応能力が困難な方に対し一時的に養護する必要がある場合に、養護老人ホーム等の空き部屋を利用して短期間の宿泊をさせることにより、高齢者等の福祉の向上を図るとともに、要支援、要介護状態への進行を予防することを目的とした制度であります。

事業実施に当たり、施設で定めた1日当たりの委託料に基づき、年間の委託契約を締結し、利用者からはかかった費用の1割を徴収するための条例であります。

今回、愛宕老人ホームより来年度以降の委託料を3,800円から4,900円に引き上げたい旨の申出がありましたので、それに基づき利用者費用徴収条例の一部を改正するもので、改正の内容といたしましては、「生活管理短期宿泊施設名」を削除し、「生活管理短期宿泊施設」とし、「費用徴収額」を削除し、「利用に要する経費に10分の1を乗じて得た額」とするものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 請願第1号 請願書

陳情第3号 上毛高原駅前交番存続を求める陳情書

議長（小野章一君） 日程第3、請願第1号、請願書から陳情第3号、上毛高原駅前交番存続を求める陳情書まで、以上2件につきまして趣旨が同一でありますので、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号、請願書、陳情第3号、上毛高原駅前交番存続を求める陳情書について、審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

なお、同一趣旨でありますので、一括して討論、質疑を行いました。

内容におきましては、みなかみ町の玄関としてぜひ残すべきだ。また、事前に協議という場はなかったのか。

2、沼田警察署長と地域課長が町長を訪問したのは12月11日だった。地元の住民の皆さんも治安維持を考え、不安があるから今回の提出に至った。町長もしようがないという答弁では住民は納得しない。町も警察等に働きかけを継続し、何とか残してほしいという姿勢を示してほしい。

警察の話では、上毛高原駅前交番はなくなるが、町全体で考えれば水上交番に加え、新治交番も24時間体制になり、夜間の治安力は向上するとのお話でありました。

また、観光センター改修の予算が計上されている。そこに赤色灯またはポリス、交番というものを表示し、外国人を含む来町者の安全・安心につなげられないのか。観光センターに設置できるか分からない。意見として、最終的な意見として、町は引き続き継続に向けて取り組んでほしいということで、意見、また討論はなく、請願書については全会一致をもち、採択するものと決定いたしました。

続きまして、陳情書、上毛高原駅前交番存続を求める陳情書についても全会一致をもち、採択するものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

議長（小野章一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第1号から陳情第3号についてまで、以上2件について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて請願第1号から陳情第3号についてまで、以上2件についての質疑を終結いたします。

これより請願第1号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号、請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、請願書については採択することに決定いたしました。

議長（小野章一君） 次に、陳情第3号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて陳情第3号に対する討論を終結いたします。

陳情第3号、上毛高原駅前交番存続を求める陳情書についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、上毛高原駅前交番存続を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

日程第4 陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情

陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情

議長（小野章一君） 日程第4、陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情についてから陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情についてまで、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長山田庄一君。

（厚生常任委員長 山田庄一君登壇）

厚生常任委員長（山田庄一君） それでは、本委員会に付託されました陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める（陳情）から陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める（陳情）について、一括でご報告申し上げます。

なお、今定例会には、みなかみ町手をつなぐ親の会より、みなかみ町地域活動支援センターの再設置について請願が提出され、委員会付託されましたが、必要性を認めながらも設置形態やその方法等研究の余地があり、継続審査となっております。

それでは、陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める（陳情）の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当局より周辺自治体や県内の状況の説明の後、質疑に入りました。

意見として、陳情の趣旨は一部分分かるが、陳情文の中で憲法第25条、生存権による「すべての国民は、健康的で文化的な生活を送ることができる」としているが、この部分が権利の主張で、日本の公的年金制度は保険料の支払いが条件であり、この部分は義務であると思う。義務を果たさないが権利は主張するという捉え方もできるので、この辺りは無理があると思う。憲法第25条第1項では、「すべての国民は、健康的で文化的な生活を営む権利を有する」ことを規定している。この規定は、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得る国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまっている。つまり宣言しただけということなので、権利と義務の観点からいうと問題がある。憲法第25条は生存権で、憲法第27条では勤労の義務が書かれ、国家は勤労の場を与えなければならないとも書かれている。これは第25条と第27条のバランスの問題で、働くことが大前提で第25条が書かれており、この陳情は問題がある。

以上、質疑を終了し、討論では反対討論で、憲法では第25条と第27条において生存権の最低限度の生活をしなければいけないという国民の希望はあるにしても、勤労を負う、国民は働くということが大前提で組み立てられている。それを無視して年金を頂けると言うのは違うと思うので反対である。

賛成討論はなく、採決の結果、陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める（陳情）については全会一致をもって不採択すべきものと決定しました。

続いて、陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める（陳情）についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当局から、毎月支給した場合に起こることについて、事務量の増加、振込手数料が2倍、システム改修費の発生など経費の増額が示され、質疑に入りました。

質疑では、2か月に1回支給の中で自己管理が当然であり、国の負担を考えると毎月支給は難しいという意見が大勢を占めました。

以上、質疑を終結し、討論では反対討論として、隔月支給だからといって年金額は下がるというものではない。個々においてしっかり管理すれば済む問題であり、毎月支給による経費等を考えると反対である。

賛成討論はなく、採決の結果、陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める（陳情）については、全会一致をもって不採択すべきものとして決定しました。

以上、本委員会に付託されました、陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める（陳情）から陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める（陳情）についての報告といたします。

議長（小野章一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて陳情第1号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて陳情第2号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより陳情第1号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて陳情第1号に対する討論を終結いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻って採決いたします。

陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情についてを起立により採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情については不採択することに決定いたしました。

議長（小野章一君） これより陳情第2号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて陳情第2号に対する討論を終結いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻って採決いたします。

陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情についてを起立により採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立少数であります。

よって、陳情第2号、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情については不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第38号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について

議案第39号 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第40号 令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第42号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第43号 令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（小野章一君） 日程第5、議案第38号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第43号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上6件を一括議題といたします。

本案については、過日、本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議案第38号について質疑はありますか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 予算書の20ページです。

総務費、総務管理費の財産管理費賠償金90万4,000円について、これについては初日の議案で損害賠償というところで質問させてもらっておりますけれども、賠償の内容についてはブルーベリーの木が7本と、加工品販売に係る賠償ということで確認をさせて

もらいました。当然、見積書を取っての額の決定、対応ということも確認をさせてもらっております。

そこで、具体的な数字の根拠について伺いたいと思います。木の本数は7本でよいのかということと、木の部分の賠償額と加工品の販売に係る賠償額を教えてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 総務課長。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

まず、木の本数は7株であります。それから内容につきましては、加工品等含めまして、ブルーベリーの販売額としてキロ2,000円、10アール当たりの収穫量を600キロ、これは、これについては200株というところで積算しておりますので、株当たり3キロということで計算しております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 木の賠償の部分については幾らか、加工品販売については幾らかと具体的な数字を教えてくださいということで質問しています。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 総務課長。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

木のもの単体という計算ではなく、7株をまた植え替えてしたとのその積算でなっております。ですので……

11番（石坂 武君） 額、額、額。

総務課長（山岸正幸君） はい。

11番（石坂 武君） 額。

総務課長（山岸正幸君） ちょっと時間を頂いてよろしいでしょうか。ちょっと資料を見えます。

（「暫時休憩でしょう」の声あり）

議長（小野章一君） 暫時休憩。

（9時33分 休憩）

※休憩中に答弁について確認がされた。

（9時41分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（小野章一君） ただいまの石坂議員の質疑に対しまして、総務課長、答弁。

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

1株当たり3万円で積算しております。

11番（石坂 武君） だから、トータルで言ってよ。

総務課長（山岸正幸君） 3万円、7本で21万円で積算しております。

11番（石坂 武君） あと加工品のその……。

議 長（小野章一君） 加工品。

総務課長（山岸正幸君） 加工品等につきましては、植え替えの処分、撤去工事、植え替え等に含めて先方と了解を頂いております。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） それで、この予算について補正ということなんですけれども、年度内ということで当然工事というか、植えることの作業というか、よろしいんですかね。というのは、木を植えるということの中でこの時期で対応ということの問題があるのかなかというのをちょっと疑問に感じていますので、今年度中にそれをやって問題がないのかどうか、その辺を含めて。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 総務課長。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

本日、ご議決頂きましたら、早速先方に連絡したいと思っております。

（「いや、時期的に問題ないのか」の声あり）

総務課長（山岸正幸君） 一応、木は2月ですとか3月の水を吸っていないときに植え替えがいいというふうに言われておりますので、なるべく早くしたいというふうに考えております。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） これの案件については賠償金ということで払わせていただきますから、それをもたらた方がどういうふうな対応をしていただくか、それは個人の考えでやっていただければいいことだと思っています。そこまでは関与しておりません。

議 長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 今の町長の答弁と、前回の答弁が食い違うんですよ。前は7本植え替える。植え替えてやるのでその費用と。そうすると今の町長の答弁は、もらった人が賠償金を自由に使っていると、植えても植えなくてもいいよと、こういう私は理解するんですけども、その辺の統一した見解を述べていただきたいと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 賠償金を積算するに当たって植え替えのお金が幾ら、収穫量の補償が幾ら、そういう積算方法をしているということで、その後の話については、それは賠償金を受けた方がどういう処分をしようと、それは賠償金の考えるによるんだと思……。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番(久保秀雄君) そうすると、例えば1本植え替えますよと、補償金もらって、植えないで本人が使ってしまったでもいいと、こういう理解なんですか。そうすると、町と当事者の間とか、それはあくまでも植え替えますよとそういう私たちは報告受けているんだと思うんですよ。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 賠償金で、あくまでも賠償金ですから、町が誤って伐採してしまったわけですので、それに対する賠償ですから、植え替えるどうのこうのというのはそれは次の話だと思ふ。

議長(小野章一君) 久保君。

17番(久保秀雄君) そうすると、前回までの答弁は植え替えますよと、そういう答弁だったんですよ。そうするとその辺が、今、町長が言うの、そうすればそれで理解したとしてももう少し丁寧な説明、ここにいる議員の皆さんが、全て7本植え替えてやるんだと、こういう理解でいたんだと思うんですよ。だからその辺のところのもう少し分かりやすいというか、丁寧な説明が必要なのかなと思うんですけども。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) これはあくまでも賠償金を積算するに当たって、植え替えの費用を見込んで賠償金を積算したということでございます。その後の、賠償金を受けた方がどういう対応をするか、それは個人の考えによってやっていただくという、そこまで町が言及することはないと思います。それは前回と変わって、方向は全然変わっていませんよ。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

17番(久保秀雄君) いいですか、今の話で……

(「3回過ぎてているよ」の声あり)

議長(小野章一君) これで、失礼しました。3回過ぎておりますので。

17番(久保秀雄君) じゃ、後で今度議事録というの、そういうものを精査していただきたいと思ふいます。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

阿部君。

38号について。

14番(阿部賢一君) あれ、補正、いいんだよね。

ページ数の21ページなんですけれども、温泉施設費、真沢の森空調設備修繕1,595万、こう金額が大分大きいような気がするんですけども、工事の内容と、そのとりあえず工事の内容、どのような修繕工事するのかをお願いします。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 観光商工課長。

(観光商工課長 宮崎育雄君登壇)

観光商工課長(宮崎育雄君) お答えします。

工事の内容ですけれども、1階部分のエアコン11台を入れ替えるものでございます。

また、従来のエアコンが平成9年に設置をしております、22年が経過をしております。年末から具合が悪くなっておりまして、だましだまし使ったんですけれども、今年に入ってどうしてももうもたないということで、お客様がいるということで工事のほうを先行してやりたいということで、産業観光常任委員会のほうには一応おつなぎをしまして、工事をやってよろしいかどうかというお諮りをしまして、おおむね了解を得られたものですから、お客様の関係から工事を先行させて、負担金として補正予算で計上をさせていただいたものでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） ページは18ページと、23ページに絡むんですけれども、プレミアム付商品券売捌収入が減額5,200万ということと、今度は23ページで、商品券事業6,800万の減額といったところの説明をちょっとお願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民福祉課長。

議長（小野章一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、非課税世帯、または3歳児未満がいる世帯を対象に、当初みなかみ町では4,820名を対象者として計算しておりました。こちらのほうは最大で2万円分を買っていただくと5,000円のプレミアムがつくというものでございます。

ただ、実績としまして売れた額が予定の27.3%分しか購入されなかったということでございます。やっぱり2万円を出してということは、低所得者にはちょっと荷が重い部分もあったかと思えます。窓口に来て、2万円負担していただければ5,000円プレミアムがつきますよという形でお話しすると、じゃいいやというような形で諦めて帰られる方もいらっしゃいました。

そういったことで、買いやすく4,000円単位で販売もしたんですが、結果的に27.3%という実績でございまして、今回、補正のほうで減額のほうの対応をさせていただいております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 大変、見込みとしては想定はいいと思いますけれども、やはりもう少し慎重な見込みをしていく必要があるかなと、要するに想定をしていく必要があるかなと。これだけのをやったけれども、結果が23%というのが、これはなかなか読めない部分かもしれないけれども、その辺もしっかり想定していく必要があるかなと思いますけれども、やはり大きな予算をこう計上するわけですから、それに見合うやり方も多分いろいろあるかと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（小野章一君） 町民福祉課長。

(町民福祉課長 松井田順一君登壇)

町民福祉課長(松井田順一君) お答えします。

今回の事業につきましては、国の100%全額負担ということでございまして、国の方針としましては該当者一応全員分の見込みをという形で拾い上げた人数分を、補正で上程させていただいた次第です。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

議長(小野章一君) これより議案第38号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第39号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第40号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第41号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第42号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第43号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 令和2年度みなかみ町一般会計予算について

議長（小野章一君） 日程第6、議案第44号、令和2年度みなかみ町一般会計予算についてを議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長阿部賢一君。

(総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇)

総務文教常任委員長(阿部賢一君) それでは、本委員会に付託されました、令和2年度みなかみ町一般会計予算についてを審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

なお、連合審査会で皆さん出席の下審査をしておりますので、主だったものをご報告を申し上げます。

初めに、歳入について。

上毛高原駅前駐車場収益還元金600万円について、元年度と同額だが、元年度決算見込み額と限りなく近いという見込みかについて、元年度並みに推移するものと見込んでいます。詳細は、収入1,600万円に対し経費600万。指定管理者の内部留保を4割ほど見込み、6割分の600万円の還元となっている。還元金600万円について、1,000万円の60%ということだが、60%の根拠はということで、指定管理に関しては、管理運営に関する基本協定書がある。この協定書の中に納入金の項目があり、収入金額から必要経費を控除した金額の7割を上限としている。本来であれば700万円となりますが、指定管理者の決算日が3月31日であり、未払金などの内部留保を考慮して6割で還元を見込んでいる。

みなかみ町幸せ創生本部事業の非常勤職員等報酬260万円は田村参与の報酬である。田村参与の仕事の内容と年間の出勤日数は。年間出勤日数は平均月3日くらいとなっている。元年度は総合戦略の策定の関係で、部会の振興などに携わっており、移住地でも書類等でやりとりをさせていただいている。居住地でもやりとりをさせていただいている。いろいろ意見を聞いたり、交流関係でもご尽力をいただいている。

大学生等新幹線通学費補助事業と新幹線通勤費補助事業について。大学生等新幹線通勤費は元年度当初から実施しており、前期が6件、後期が5件の利用があった。元年度は240万円の予算であったが、増えると見込み288万円を計上した。なお、新幹線通勤費も同時期から実施しているが、実績はゼロである。今後、要領等の変更も考えていかなければならない。そのことにより予算は大幅に減額をしている。

学童クラブ整備事業3,200万円について、既存のテレワークセンターを活用する計画に変更はないか。予定どおりテレワークセンターの一部を改修して行いたい。2年度中に完成する見込みかについて、地域の喫緊の課題でもありますので、2年度中に工事を完了し、3年度から児童を受け入れられる体制を整えたい。なお、校区により対象者を分けるのかについては、現在の学童は古馬牧小学校区を中心にし、新たなどころには桃野小学校区を中心に利用していただく予定である。基準単位は40人が理想と言われているので、2手に、2か所に分けることにより理想な人数で運営できている。

消防団詰所維持管理事業218万3,000円について、365万円も減額となった理由について、消防ホース乾燥棟整備工事について、元年度は消防団詰所維持管理事業に計上していたものを、消防団詰所車庫整備事業に振り替えたことによるものである。

また、町道悪戸矢瀬線について、元年度は5,000万円ほど計上しながら執行されず、2年度にまた1,000万円計上されている、どういうことか。元年度の5,000万円に

については繰越しを行う。2年度の1,000万円については、ヤマキから先のブロック積み工事を行う予定である。

次に、カルチャーセンターに関わる人件費が計上されているが、指定管理者に関わる応募がなかったということによろしいか。また、今後の指定管理者制度導入の予定はどうなっているのか。2年度も指定管理者制度導入に向けて取り組む。2年度が始まり次第、募集要項等の見直しを進め、早い段階で募集を行っていききたいとのことであります。

以上で質疑を終結いたしまして、討論はなく、令和2年度みなかみ町一般会計予算については全会一致をもち可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

議長（小野章一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

これより議案第44号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、令和2年度みなかみ町一般会計予算についてを採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、令和2年度みなかみ町一般会計予算については可決されました。

-
- 日程第7 議案第45号 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第46号 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第47号 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第48号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第49号 令和2年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（小野章一君） 日程第7、議案第45号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長山田庄一君。

(厚生常任委員長 山田庄一君登壇)

厚生常任委員長(山田庄一君) それでは、本委員会に付託されました議案第45号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでの審査の経過と結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第45号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について。提案理由は本会議初日になされており、直ちに質疑に入りました。

質疑では現在の基金の状況と今後の取組について質問があり、現在、基金については5億3,217万5,574円あり、今年度についても基金に手をつけず繰越金の中で対応している。国保税については2年前に改正しており、若干上がっているが今回は改正していない。

今後については、県下で国民健康保険税の統一の検討が始まっているので、何年後になるかははっきりしないが、そのときに国保税の改正という話はあると思う。

最低限の基金は持っているべきだと思うが、最後まで使い切ってしまうのかに対し、基金が幾らあればよいかは今の時点では分からないが、ここ数年は取り崩しても運営できる。基金はある程度確保した上で医療費の抑制に努め、国保税が上がらないことに重点を置いて安定的に進める必要がある。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告を申し上げます。

質疑では、提案理由の中で5.3%増とあったが理由はに対し、高齢者の増加により医療費が上がった。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第46号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第47号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてご報告を申し上げます。

質疑では、介護保険の5.4%増の理由はに対し、高齢者の増加が理由と説明があり、以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第47号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算については全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてご報告を申し上げます。

議案第48号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものとして決定しました。

最後に、議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についてご報告を申し上げます。

議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についても質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会へ付託されました議案第45号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についての報告といたします。

議長（小野章一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第45号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） 次に、議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） 次に、議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） 次に、議案第48号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） 次に、議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、令和2年度みなかみ町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、令和2年度みなかみ町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（小野章一君） 日程第8、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第9 字句等の整理委任について

議長（小野章一君） 日程第9、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

副町長挨拶

議長(小野章一君) ここで副町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

副町長 笠木淳司君。

(副町長 笠木淳司君登壇)

副町長(笠木淳司君) 本日は、こうした登壇の機会を与えていただき、大変光栄に存じます。

議長のお許しを頂きましたので、退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、年度末をもちまして副町長を退任させていただくこととなりました。

平成30年4月の就任以来、2年間みなかみ町にお世話になりました。短い期間ではございましたが、鬼頭町長のご指導と、議員の皆様のご厚情を賜りまして、重責を精いっぱい担うことができましたことは大変な幸せであり、心から感謝申し上げます。また、議員皆様への感謝を通じまして、町民の皆様へも心から感謝申し上げます。

私がこれまで携わってきました県庁の仕事では県民と接する機会が余りなく、ややもすれば形式的で杓子定規な仕事になりがちでしたが、鬼頭町長をはじめ、議員の皆様、そして職員の仕事に対する姿勢からは町民と向き合った血の通った行政というものを感じることができ、改めて住民の幸せとは何かということを考える機会を頂き、地方自治の原点に立ち返ることができました。この貴重な経験は今後の大きな財産になるものと思います。

みなかみ町は豊かな自然環境をベースにした観光や農業をはじめ、人材という点においてもほかに類を見ないほどの資源を有しています。私がみなかみ町に着任して最も驚いたものがこの豊富な資源と町の個性で、ほかの市町村はみなかみ町を羨望のまなざしで見えています。

今後は、これらの誇り高き資源を最大限活用して、群馬県を代表する町になることを期待しております。

今、世界は新型コロナウイルスの感染拡大による混乱で予断を許さない状況にあります。4月からはデスティネーションキャンペーン、夏には東京オリンピック・パラリンピックとみなかみ町の魅力を発信できるまたとない機会が訪れます。ぜひ、この機会に世界に誇るエコパークとSDGsのまちみなかみを国内外に発信していただければと思います。

県に戻りましても、みなかみ町応援団の一人として、微力ながら力になれたらと思っておりますので、引き続き皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

結びに、みなかみ町のますますのご発展を祈念するとともに、お世話になりました議員の皆様、町民の皆様、そして鬼頭町長をはじめ支えていただいた職員の皆様に対し、言葉に尽くせませんが、心から深く感謝申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（小野章一君） ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

町長閉会挨拶

議長（小野章一君） 次に、閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議長のお許しを頂きましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

記録的な暖冬のまま来週には春分を迎えることになり、奥利根の地にも春の風情が漂い始めております。

ご承知のとおり、群馬県内でも新型コロナウイルス感染者が出ておりますが、何とか拡大することなく、一日も早く終息することを祈るばかりでございます。

今議会には、人事案件1件、条例28件、補正予算6件、新年度予算6件、その他8件、追加といたしまして、人事案件1件、条例1件をご提案を申し上げます。大変積極的なご議論をいただき、ご提案申し上げます全ての案件についてご承認を頂きましたことに感謝を申し上げます。

特に、令和2年度当初予算をご決定いただき、間もなく始まります新年度町政展開の準備ができました。今後、事業精査の上、予算執行に努めてまいります。

また、副町長の人事につきましては追加提案をさせていただきましたが、議員各位のご理解を賜り、ご同意を頂きました。

笠木副町長におかれましては、混乱をしていた町政時にその高い能力を惜しみなくみなかみ町のために発揮され、献身的に職務を全うしていただきました。感謝の言葉しかありません。誠にありがとうございました。

今後、町内子ども園、小中学校においては、新型コロナウイルスの影響で卒園、卒業式が縮小して開催されることとなっております。4月には入園、入学式も予定はされておりますが、どのように執り行われるかは今後の推移によると思われれます。一日も早く通常の生活が戻ることを願っております。

議員各位には健康にご留意され、ご活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長閉会挨拶

議長（小野章一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

定例会中は終始熱心なご審議を賜るとともに、各委員会においても慎重な審議をしていただきました。議員各位と町長をはじめ当局の皆様のご協力をいただき、全ての案件が無事終了することができました。

定例会が終了いたしましても、議員各位には年度替わりを迎えるこの時期、多くの各種行事等が控えておりますので、体調にはくれぐれも注意をしていただき、議員活動をしていただきたいと思っております。

また、全国的な感染を広げている新型コロナウイルス感染症が早期に終息することを切に願うところであります。

終わりに、今期定例会において予定されました案件、全てを議了していただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。議員並びに関係者当局の皆様方に感謝を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議 長（小野章一君） これにて令和2年第1回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（10時25分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月13日

みなかみ町議会議長 小 野 章 一

署名議員 8番 高 橋 久 美 子

署名議員 17番 久 保 秀 雄